

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 重点項目評価書【令和6年9月30日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小樽市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小樽市長

公表日

令和7年4月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務								
②事務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を行っている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)に令和5年度以前の接種記録の登録及び修正を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)から令和5年度以前の接種記録の出力及び閲覧を行う。 ・接種者からの申請に基づき、当市の窓口において令和5年度以前の新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(以下「接種証明書」という。)の紙による発行を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 <ul style="list-style-type: none"> ①政令で定めるものについての予防接種の実施に係る事務 ②予防接種による健康被害の救済措置に係る事務 ③接種台帳の記録・保管 								
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)に令和5年度以前の接種記録の登録及び修正 ・ワクチン接種記録システム(VRS)に令和5年度以前の接種記録の出力及び閲覧 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (健康管理システム)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (健康管理システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (健康管理システム)									
システム2～5									
システム2									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、 								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (健康管理システム)</td> </tr> </table>	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (健康管理システム)	
[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (健康管理システム)									

システム3	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	1. 宛名情報等の管理機能 宛名情報等を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 2. 既存システムとの連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号又は統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能 3. 宛名番号付番機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input type="radio"/>] その他 (健康管理システム)
システム4	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	1. 接種記録等管理機能 接種記録(接種日、接種医療機関、ロット番号等)及び接種対象者情報(接種券発行情報)を統合宛名番号と紐付けて保存し、管理する機能 2. ワクチン接種記録システム(VRS)連携機能 個人番号と紐付けられた接種記録及び接種対象者情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)に登録するためのファイルを出力する機能 ワクチン接種記録システム(VRS)から出力した接種情報を取り
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input type="radio"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [<input type="radio"/>] その他 (健康管理システム)
システム5	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 (中間サーバー、ワクチン接種記録システム)
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルス予防接種台帳	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表14の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p>情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項 <p><情報提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表25、26の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健所 保健総務課
②所属長の役職名	保健総務課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルス予防接種台帳	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法に基づく接種対象者
その必要性	予防接種の案内の送付及び接種記録の管理に必要であるため
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・識別情報、4情報、その他住民票関係情報: 接種対象者を正確に特定するために必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年3月
⑥事務担当部署	保健所 保健総務課

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先は、本業務の個人情報を取り扱う業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、個人情報を取り扱う業務の着手前に、書面により再委託する旨を申請し、その承認を得なければならない。
	⑥再委託事項	システムの運用保守
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ・実施日
- ・受付番号
- ・医療機関
- ・接種自治体コード
- ・接種履歴登録日時
- ・データ登録元
- ・接種方式
- ・接種場所
- ・接種医師
- ・ワクチンタイプ
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号・ワクチン接種(※)
- ・接種量
- ・クーポン券番号
- ・OCRライン
- ・接種パターン
- ・被接種者情報
- ・有効年月日
- ・特記事項
- ・支払月
- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・カナ氏名、性別、氏名、生年月日、住所、方書、製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

<p>その他の措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パスワードを定期的に変更している。 ・ログイン情報を記録し、操作者の特定を可能としている。 <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、本市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。</p> <p>本市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</p> <p>やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。</p> <p>本市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p> <p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載するなど、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載するなど、消去履歴を残す。 <p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の三つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及び ルール遵守の確認方法	番号法及び個人情報保護法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することとなる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で提供されるリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能

<不適切な方法で提供されるリスクに対する中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

<誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能

<その他のリスク及びそのリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<その他のリスク及びそのリスクに対する中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	

<p>その他の措置の内容</p>	<p>・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置する。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入する。 ・OSには随時セキュリティパッチ適用を実施する。</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <p>【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域は、インターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は、暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><業務システムの運用における措置> 個人情報保護法のほか、小樽市が保有する情報資産を保護するための対策方針として「小樽市情報セキュリティポリシー」を策定しており、情報の漏えいや紛失、盗難あるいはネットワークへの不正侵入等の脅威から、情報資産を守るための対策を講じている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><小樽市における措置> ①システムを扱う職員に対し、個人情報の保護について研修を実施している。 ②違反行為を行った者に対しては、当該職員等のネットワーク又は情報システムを使用する権利を停止あるいは剥奪することができるほか、罰則規定を設けている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ③中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
②請求方法	個人情報保護法及び小樽市個人情報保護法施行細則の規定に基づき、指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年12月23日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月13日	Ⅱ-3⑤使用方法(情報の突合)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>	事前	VRSの一括照合機能の追加に伴う修正
令和4年4月13日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	・ロット番号	・ロット番号・ワクチン接種(※)	事後	記載漏れの修正
令和4年4月13日	Ⅲ-2 リスクに対する措置の内容	② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種	② 他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種	事前	VRSの一括照合機能の追加に伴う修正
令和4年7月20日	I-2システム1②システムの機能	(項目追加)	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事前	接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う修正
令和4年7月20日	Ⅱ-3②入手方法	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子)	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子)	事前	接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う修正
令和4年7月20日	Ⅱ-4委託事項1	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム	事前	接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う修正
令和4年7月20日	Ⅱ-4①委託内容	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム	事前	接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う修正
令和4年7月20日	Ⅱ-6保管場所	(項目追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)	事前	接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う修正
令和4年7月20日	Ⅲ-2 リスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)	事前	接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う修正
令和4年7月20日	Ⅲ-2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステム)	(項目追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)	事前	接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う修正
令和4年7月20日	Ⅲ-4その他の措置の内容	当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム」	当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム」	事前	接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う修正
令和4年7月20日	Ⅲ-7その他の措置の内容	(項目追加)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)	事前	接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う修正
令和5年3月14日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステム)	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>	事前	ワクチン接種記録システム(VRS)の自治体メニュー管理
令和5年3月14日	Ⅲ-3 ユーザ認証の管理(具体的な管理方法)	・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請	・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、当市が指定する管理者が認めた	事前	ワクチン接種記録システム(VRS)の自治体メニュー管理
令和5年3月14日	Ⅲ-3 その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>	事前	ワクチン接種記録システム(VRS)の自治体メニュー管理
令和5年4月3日	Ⅲ-4規定の内容	・小樽市個人情報保護条例等の遵守について規定	・個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)等の遵守について規定	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。
令和5年4月3日	Ⅲ-5ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び小樽市個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移	番号法及び個人情報保護法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転につい	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。
令和5年4月3日	Ⅲ-7特定個人情報の保護・消去におけるその他のリスク	<業務システムの運用における措置> 小樽市個人情報保護条例のほか、小樽市が	<業務システムの運用における措置> 個人情報保護法のほか、小樽市が保有する情	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。
令和5年4月3日	Ⅳ-1②請求方法	小樽市個人情報保護条例及び同条例施行規則の規定に基づき、指定様式による書面の提	個人情報保護法及び小樽市個人情報保護法施行細則の規定に基づき、指定様式による書	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。
令和6年4月1日	I-1②事務の内容	・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。	・ワクチン接種記録システム(VRS)に令和5年度以前の接種記録の登録及び修正を行う。	事後	令和5年度末で特例臨時接種が終了することに伴う修正
令和6年4月1日	I-2システム1②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録	・ワクチン接種記録システム(VRS)に令和5年度以前の接種記録の登録及び修正	事後	令和5年度末で特例臨時接種が終了することに伴う修正
令和6年4月1日	I-2システム2	サービス検索・電子申請機能	(削除)	事後	令和5年度末で特例臨時接種が終了することに伴う修正
令和6年4月1日	I-2システム3→システム2	中間サーバー	中間サーバー	事後	令和5年度末で特例臨時接種が終了することに伴う修正

令和6年4月1日	Ⅲ－9 従業者に対する教育・啓発(具体的な方法)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	事後	国の所管換えによる。
令和6年4月1日	Ⅲ－10	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	事後	国の所管換えによる。
令和6年9月30日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表第1の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第19条第6号(委託先への提供) 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表14の項 番号法第19条第6号(委託先への提供) 	事後	番号法改正による変更
令和6年9月30日	I 基本情報 5. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p><情報照会></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の16の2、17、18、19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 <p><情報提供></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の16の2、16の3の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2 	<p>情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項 <p><情報提供></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表25、26の項 	事後	番号法改正による変更
令和6年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の16の2、16の3項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表16の2、16の3項	事後	番号法改正による変更
令和6年9月30日	評価書名	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 重点項目評価書	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 重点項目評価書【令和6年9月30日終了】	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外